

令和元年度指定管理者監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項で規定する指定管理者の監査

2 監査対象団体、監査期日、管理施設等

監査対象団体等 (所管課)	監査期日	管理施設	指定管理料 (平成30年度)
小松地区地域振興協議会 (まちづくり課)	11月29日	小松地区交流センター	9,804,000円
大塚地区社会を明るくする協議会 (まちづくり課)	11月29日	大塚地区交流センター兼 川西農業センター	11,452,320円

3 監査の範囲

- (1) 平成30年度に執行された、公の施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況
- (2) 指定管理者の選定方法及び協定書の締結内容

4 監査の方法

所管課に関しては、次の点を主眼とした。

- ・指定管理者の選定、協定書の締結及び指定管理料の積算が適正になされているか。

- ・利用料金又は使用料の収納及び減免は、適正に行われているか。

指定管理者に関しては、次の点を主眼とした。

- ・協定書及び仕様書の条件等に基づき業務が執行されているか。

- ・会計処理及び出納関係の諸帳簿の整備は適正になされているか。

- ・利用料金又は使用料の収納及び減免は、適正に行われているか。

上記項目を主眼とし、事前に提出を求めた関係書類を確認するとともに、各種申請書類、会計書類等の確認を行い、関係者からの説明を聴取し、監査を執行した。

(1) 事前提出書類

- ① 指定管理者の選定理由等
- ② 基本協定書、年度協定書及び業務仕様書
- ③ 指定管理料の積算根拠

- ④ 指定管理者の組織図
- ⑤ 指定管理者の事業計画書、事業報告書
- ⑥ 指定管理者の決算及び事業経過
- ⑦ 指定管理料を除く町費の支出状況
- ⑧ 利用料金又は使用料の徴収及び減免の状況

(2) 説明のため出席した者

- ① 小松地区地域振興協議会
会長 加藤健吉、事務局長 小室秀義、事務局員 大河原智子
- ② 大塚地区社会を明るくする協議会
会長 平 忠、事務局長 小関太郎
- ③ まちづくり課
地域振興主幹 大河原孝如、地域振興主査 金子満博、主任 関川 守

5 監査結果

監査対象事項において、適正に処理されていた。